

第 7 9 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改め、同条第 2 項中「施設」を「事業」に改める。

第 1 2 条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に、「その他」を「、法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第 1 6 条の 6 中「5 1 0 , 0 0 0 円」を「5 2 0 , 0 0 0 円」に

改める。

第16条の6の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第16条の11中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第20条第1項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改め、同条第3項中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項中「510,000円」を「520,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額を520,000円（現行510,000円）に、後期高齢者支援金等賦課限度額を170,000円（現行160,000円）に、介護納付金賦課限度額を160,000円（現行140,000円）に改めること。
- 2 保険料を減額する基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を260,000円（現行245,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を470,000円（現行450,000円）に改めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。